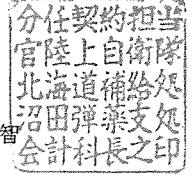


公 告

公告 第 101 号
令和5年12月22日



分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処
会計科長 小泉 智

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3MF91BK01010	3MFA1AG0005 0001						
品名 または 件名							
1. 5 tフォークリフト借上							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
2.00	UN						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
沼田弾薬支処				沼田弾薬支処			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
沼田弾薬支処				令和6年2月13日 (火) ~令和6年2月28日 (水)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊沼田弾薬支処会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年1月17日 (水) 10時00分 会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙及び付紙のとおり

1 競争参加する者に必要な事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D」以上の格付けを有する者で、北海道地域に競争参加資格を有する者

(6) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(7) 入札及び契約心得を遵守しているもの。

2 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

(1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(4) 電話・FAXによる入札

(5) その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札

4 契約書の作成

落札者は落札決定後、関係法令に基づき契約書を作成し、賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付する。

5 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

6 その他

- (1) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項については、北海道補給処ホームページの契約及び入札心得にて確認すること。
- (4) 郵便入札

入札書は令和6年1月16日（火）17時必着とし、その際、封筒に「1.5tフォークリフト借上入札書在中」と付記書きし、別に資格審査結果通知書（写）も同封すること。

(5) 再度入札

ア 入札時間に遅れた入札は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。再度入札があった場合は、郵便による入札者がいない場合、直ちに行うものとする。

イ 郵便による入札があった場合には、令和6年1月19日（金）14時に沼田分屯地1階会議室にて執行する。

ウ 郵便による入札書は、令和6年1月19日（金）12時必着とする。

(6) 入札に関する事項の問合せ先

ア 入札及び契約に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処会計科（担当：小枝） 電話 0164-35-1910（内線：250）

イ 仕様に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処補給科（担当：蛭名） 電話 0164-35-1910（内線：261）

(7) 掲示場所：旭川・滝川・留萌の各駐屯地会計隊 旭川・滝川の各商工会議所・沼田町商工会

(8) 掲示期間：令和5年12月22日（金）～令和6年1月17日（水）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係にある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - イ 一方の会社役員が、地方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により先任された管財人を兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係は人的関係があると認められる場合。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
弾薬業務用機材借上		NAM-Z 2 3 0 0 0 4
		作 成 令和5年11月20日
		変 更 令和一年一月一日
		作成部隊等名 沼田弾薬支処 補給科

1 総則

この仕様書は、沼田弾薬支処において実施する弾薬業務用機材借上について規定する。

2 借上に関する要求

2.1 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、契約相手方が規定する仕様及び官側との協議による。

2.2 借上の方式

借上は、レンタル契約とする。

2.3 借上の品目・数量・期間・使用場所・納入場所・返納場所

借上の品目、数量、期間、使用場所、納入場所、返納場所については調達要領指定書によって指定する。

2.4 借上期間中の保証

借上期間中の保証については、契約相手方の社内規定によるものとする。官側の過失により、損害が発生した場合は、官側と協議するものとする。

2.5 借上期間中の破損などの処置

借上期間中に発生した破損、故障等の処置については、契約相手方が責任を持って速やかに復旧の処置を講ずる。

なお、速やかに復旧することが困難な場合については、復旧に要する期間、同等な代替品を納入する。

3 品質保証

納入時の検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 納入書類

書類は、調達指定要領書によって指定する場合を除き、取扱説明書1部を添付する。

4.2 附属品・予備品

附属品の指定がある場合については調達要領指定書に記載するものとし、予備品は契約の相手方が規定する仕様による標準品(取扱説明書を除く。)とする。

4.3 燃料

燃料は満タンの状態で引き渡し、借上期間中の使用量については官側が補給して返納する。

4.4 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場所への納入時の輸送と、返納場所から契約相手方の指定する場所までの輸送を契約相手方が行う。

4.5 保全

- a) 陸上自衛隊沼田分屯地(以下,“分屯地”という。)の入門に際しては,所定の入門手続きを行う。
- b) 分屯地中での行動(出入門手続き,火気取扱い,作業用通路など)は,分屯地規則及び分屯地関係者の指示を厳守して行うものとし,作業地域以外への立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は,本契約の履行にあたり,直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに,別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また,本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は,官側の施設内の場合,作業実施場所においても無許可の撮影をしてはならない。

調達要領指定書	調達要求番号	3MFA1AG0005
	調達要求年月日	令和5年12月7日
	作成科	沼田弾薬支処補給科
	作成年月日	令和5年12月7日
品名	弾薬業務用機材借上	
仕様書番号	NAM-Z230004	

1 借上品目等の指定について

1.1 借上品目

コンテナ運搬用フォークリフト1.5t(キャビン付)

1.2 借上数量

2台

1.3 借上期間

令和6年2月13日から令和6年2月28日

1.4 使用場所

北海道補給処沼田弾薬支処 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142-1

1.5 納入場所

北海道補給処沼田弾薬支処 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142-1

1.6 返納場所

北海道補給処沼田弾薬支処 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142-1

1.7 附属品

鞆フォーク

2 提出書類

番号	提出書類名	部数	提出時期	備考
1	納品書	2部	納入時	
2	受領書	2部	返納時	

3 その他の指定事項

3.1 借上機材のタイヤの指定について

借上機材のタイヤについてはスタッドレスタイヤ又はスパイクタイヤを装着し、雪上及び氷上の走行が可能なものに指定する。